

## 大阪府監査委員告示第48号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府教育委員会教育長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成29年5月26日

大阪府監査委員 大西 寛文  
同 山本 浩二  
同 岸本 佳浩  
同 森田 秀朗  
同 土井 達也

### 指摘事項に対する措置

（備品の管理事務について）

監査対象機関名	大阪府立堺上高等学校	
監査実施年月日	事務局 平成24年11月9日	
	監査の結果	措置の状況
	<p>備品の管理事務において、パソコン（合計6点、874,250円）について、備品出納簿に登載されているにもかかわらず現物が確認できなかった。</p> <p>また、備品出納簿と照合可能なラベルが貼付されていない備品等が複数存在していた。</p> <p>本件については、平成23年度監査において、同様に備品の現物が無いもの（テレビ4台・414,450円）があり、是正を求めたが事務の改善がされていなかった。</p>	<p>（パソコンの現物確認について） 平成25年2月19日措置済み</p> <p>（備品管理について） 各室の教科主任による調査及び事務担当者による確認により、備品出納簿と現物との確認を全ての備品について実施した。（調査期間：平成28年8月～12月） 今回の調査で現物を確認できなかった備品及び老朽化による使用不可となった備品については、不用の決定を行い、備品出納簿を修正した。 今後、関係規則及び通知に基づき、物品の適正な管理に努める。</p>